	○・九六五
	○・九六八
	○・九六八

を

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六六

に改める。

第三条（見出しを含む。）中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九三七

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十八号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項、第八条の二第一項、第八条の二の二第一項、第八条の二の四、第八条の二の五第一項、第八条の三第一項、第十七条第一項、第十七条の二の五、第十七条の三第二項、第十七条の三の二、第十七条の三の三、第二十一条の二第一項、第二十一条の十五第一項及び第二十一条の十六の二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第一号中「次条」の下に「及び第三十七条第七号」を加え、同条第二号中「第三十七条第七号から第七号の三まで」を「第三十七条第四号から第六号まで」に改める。

第十一条第三項第一号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

第十一条第三項第二号中「第一項」を「第一項各号」に、「次に」を「次のイ若しくはロに」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　次に掲げる基準

(1)　屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。

(2)　屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

(3)　屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとすること。

(4)　水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・二立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(5)　屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

(6)　水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(7)　屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

ロ　次に掲げる基準

(1)　屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

(2)　屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

(3)　屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとすること。

(4)　水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(5)　屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上の性能のものとすること。

(6)　水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(7)　屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

第十一条第三項第二号ハからホまでを削る。

第十二条第四項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第十五条の見出し中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条中「、泡消火設備」を「、泡消火設備」に改め、同条第一号中「泡消火設備の泡放出口」を「泡消火設備の泡放出口」に改め、同条第二号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条第六号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「泡消火薬剤」を「泡消火薬剤」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「泡消火薬剤」を「泡消火薬剤」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「泡消火設備の泡放射用器具」を「泡消火設備の泡放射用器具」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　移動式の泡消火設備の消防用ホースの長さは、当該泡消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとすること。